

●香川県広域水道企業団監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年1月30日

香川県広域水道企業団監査委員 石垣 佳 邦
同 武 田 宏 之

1 監査対象機関

総務企画課

企画調整課

財務課

財産契約課

計画課

浄水課

工務課

水質管理課

高松ブロック統括センター

中讃ブロック統括センター

西讃ブロック統括センター

東讃ブロック統括センター

小豆ブロック統括センター

広域送水管理センター

2 監査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 監査対象事業

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査実施期間

令和5年6月14日から同年10月30日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次のとおりである。このほか、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳重かつ適正な管理に留意するよう要望した。

(1) 監査委員総括

事務処理等の一部において改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行に当たっては、指導事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは、地方自治法第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

(2) 指摘事項

建築物の工事監理業務の受託者が個人事業主であり、支払う報酬・料金から所得税の源泉徴収が必要であったにもかかわらず、源泉徴収していなかった。（広域送水管理センター）

(3) 指導事項

- ア 随意契約（物品購入・業務委託等）の公表に係る事務処理要領に基づき、公表しなければならない業務委託内容であるが、公表ができていなかった。（企画調整課・浄水課・高松ブロック統括センター・東讃ブロック統括センター）
- イ 公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱に基づき、公表しなければならない契約であるが、公表ができていなかった。（東讃ブロック統括センター・広域送水管理センター）
- ウ 新たに資産を購入したことにより、過去に取得した資産を処分しているが、固定資産除却処理が行われていなかった。（水質管理課）
- エ 取得価格が10万円未満の備品について、営業費用備品費ではなく、資産購入費で予算執行していた。（高松ブロック統括センター）
- オ 低入札価格調査制度の基準価格を下回る金額で契約を締結した工事について、契約書に添付を要する「香川県広域水道企業団工事請負契約約款の特則」の添付がされていなかった。（高松ブロック統括センター）
- カ 予定価格調書が作成されていなかった。（高松ブロック統括センター・中讃ブロック統括センター・西讃ブロック統括センター）
- キ 工事請負契約約款に基づく契約書でなければならないところ、請書で契約を締結していた。（中讃ブロック統括センター）
- ク 「災害時における応急対策業務に関する事務取扱要領」に沿って事務を行う渇水対応の工事であるが、当該要領に沿った事務が行われていなかった。（東讃ブロック統括センター・広域送水管理センター）
- ケ 管理技術者等の資格要件「一級建築士等」が確認できる書類が添付されていなかった。（広域送水管理センター）